

留意事項（児童扶養手当受給者用）

【支給対象者について】

令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）

（基本給付）

支給対象者については、7月中旬に案内を送付済です。7月末までに受給辞退をされなかった方について、8月17日（月）に令和2年6月分の児童扶養手当振込口座に基本給付分を振り込む予定です。

（追加給付）

支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者。

【支給額について】

（基本給付）※（案内済）

支給対象者に対して、1世帯5万円を1回に限り支給。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、第2子以降1人につき3万円を加算。

（追加給付）

支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、1世帯5万円（一律）を1回限り支給する。

【収入判定について（追加給付）】

令和2年2月以降の任意の1か月の収入を年間換算（×12）した額が下記の収入限度額（扶養人数による）以内の方。

【参考】収入限度額表（給付金対象の目安）

申請時点の扶養人数	収入限度額	
	児童の父または母	養育者または同居の扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円

※以下1人増えるごとに475,000円を加算

【支払方法について】

- 追加給付分については、申請書類を窓口へ提出していただき、審査の上、令和2年9月以降に令和2年6月分の児童扶養手当振込口座に振り込みます。
- 申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。
申請受付開始日 : 令和2年8月3日（月）
申請期限 : 令和3年2月26日（金）必着

【申請方法】

- 追加給付分を申請される方は、「ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書（請求書）【追加給付】」に必要事項を記載し、児童扶養手当現況届の提出時に窓口へ一緒に提出してください。

収入額がわかる書類等の添付は不要ですが、申請日から5年間は、申請内容に疑義が生じた場合に、収入が減少したことを示す書類の提示または提出を求めることがあるため、求められた場合に当該書類を提示（又は提出）できるようにしておいてください。

【いなべ市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、いなべ市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐにいなべ市の窓口又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、いなべ市が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段によりひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給したひとり親世帯臨時特別給付金の返還を求めます。
- ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

いなべ市 健康こども部 児童福祉課
ひとり親世帯臨時特別給付金係
TEL：0594-86-7821